

ふなばし翔裕園訪問介護センター運営規程（船橋市第1号訪問事業）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人長寿の里が開設するふなばし翔裕園訪問介護センター（以下「事業所」という。）が行う船橋市第1号訪問事業のうち介護予防訪問型サービスの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 介護予防訪問型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふなばし翔裕園訪問介護センター
- (2) 所在地 千葉県船橋市旭町4丁目19番30号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務）
管理者は、事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 利用者数に応じて1名以上（常勤兼務）。
サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防訪問型サービス利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問型サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算方法により2.5以上。
訪問介護員等は、介護予防訪問型サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。
- (2) 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等の転送により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365日、24時間行う。

(介護予防訪問型サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護予防訪問型サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱が定める額によるものとし、当該介護予防訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助

(2) 生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所の実施地域を越える地点から、片道1kmあたり16円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書にて説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

(事業所から半径3kmの区域)

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 当事業所は、市町村が行う調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 当事業所は市町村から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束に関する事項)

第 12 条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 13 条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修年 2 回
- 2 サービス提供責任者及び訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 サービス提供責任者及び訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、サービス提供責任者及び訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人の理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。